

MY企業年金通信

No. 2013-06

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【制度関連】「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令案・省令案・告示案等に関する意見募集の開始について	厚年基金	DB	DC

ポイント

1. 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に係る政令案・省令案・告示案等に関する意見募集の開始について

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）は、平成 25 年 6 月 26 日に公布されましたが、関連する政令案・省令案・告示案等の各概要が平成 25 年 11 月 6 日に厚生労働省から公表されました。

12 月 5 日までの間、意見募集（パブリックコメント）された後、4 月 1 日から施行される予定です。

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）は、平成 25 年 6 月 26 日に公布され、厚生年金基金制度の縮小等が明示されましたが、平成 25 年 11 月 6 日に関連する政令案・省令案・告示案等の各概要が厚生労働省から公表されました。

12 月 5 日までの間、意見募集された後、政令・省令・告示の公布、通知の改定が行なわれ、平成 26 年 4 月 1 日から施行される予定です。

今回は諸事情により政令案・省令案・告示案の条文等の公表はなく、概要のみの公表となっています。また、事前に厚労省宛に提出いただいた質問事項等については、地方厚生局経由で意見募集実施連絡とあわせて回答する予定との情報も入っておりますので、管轄厚生局からの連絡内容もご確認ください。

政令案・省令案・告示案等の各概要の詳細は、次をご参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495130162>

改正法の施行に係る政令案・省令案・告示案等の概要

このたび公表された政令案・省令案・告示案等の各概要をまとめると、次表のようになります。

I. 改正法の施行日

項目	I-1 改正法の施行日
概要	➤ 改正法の施行日は平成 26 年 4 月 1 日 ➤ 特例解散適用期間は平成 31 年 3 月 31 日、平成 31 年 4 月 1 日からは厳格化された財政運営が適用される。

II. 全基金に関する事項

項目	II-1 最低責任準備金の利率
概要	➤ 最低責任準備金の利率から期ずれが解消される。(現行は厚生年金の運用利回り実績と 1 年 9 カ月の期ずれ) ➤ 平成 31 年 3 月 31 日までに解散する場合、改正前の利率を用いることができる。

項目	II-2 代行給付費の算定方法
概要	平成 11 年 10 月以降、最低責任準備金を計算する際に控除する代行給付費の額は、改正後は①～④の選択となる。ただし④は平成 31 年 3 月 31 日までに解散する場合のみ。 ① 計算上の代行給付費の額－厚生年金の支給停止額 ② (計算上の代行給付費の額－厚生年金の在職老齢年金と雇用保険法等に係る併給調整による支給停止額) × 0.998 ③ 【平成 17 年 4 月～平成 26 年 4 月の任意の月前まで】 計算上の代行給付費の額 × 0.875 【上の任意の月以降】 計算上の代行給付費の額 × 受給者の年齢 (3 区分) に応じた係数 ④ 計算上の代行給付費の額 × 0.875

項目	II-3 財政検証に用いる最低責任準備金
概要	最低責任準備金の利率：II-1 の期ずれ無 代行給付費の算定方法：II-2 の①～③

項目	II-4 モニタリングの強化
概要	業務報告書に、提出日の属する月の 6 カ月前、5 カ月前、4 カ月前の各月末時点における最低責任準備金と純資産額を追加。

Ⅲ. 平成 31 年 4 月以降も継続予定の基金に関する事項

項目	Ⅲ-1 プラスアルファ水準の下限
概要	代行部分に対する上乗せ部分の給付水準の下限を引き上げ（現行：1 割） ・ 下記以外：3 割 ・ 平成 26 年 10 月 1 日時点で 3 割未満の基金：平成 26 年 10 月 1 日時点の水準 <参考>解散計画等を提出した基金：1 割

項目	Ⅲ-2 財政運営
概要	➢ 平成 25 年度財政検証以降、非継続基準の財政検証における最低責任準備金との比較水準が 1.5 倍まで段階的に引き上げられる。（現行は 1.05 倍） ➢ 平成 31 年 4 月以降、年金資産が、最低責任準備金または最低積立基準額の 1.5 倍のうちいずれか小さい額を下回った場合、翌年度末までに当該下回る額を回復する措置を講ずること

項目	Ⅲ-3 モニタリングの強化
概要	➢ 平成 31 年 4 月以降、四半期ごとに実施している継続的な財政診断について、年 1 回程度、業務委託先に所属していない年金数理人に行なわせる。 ➢ 平成 31 年 4 月以降、四半期ごとに母体企業の経営状況に関する事項を厚生労働大臣に報告

Ⅳ. 【解散・代行返上基金】将来返上・前納に関する事項

項目	Ⅳ-1 解散に向けた将来返上
概要	➢ 解散に向けて、代行に関する記録を固定し記録整理を速やかにするため、将来返上の認可を受けることが望ましい。 ➢ 最低責任準備金の前納のためには将来返上が必要。

項目	Ⅳ-2 最低責任準備金の前納
概要	➢ 将来返上の認可を受けている基金は、解散認可前に、最低責任準備金相当額の全部または一部を前納することができる ➢ 前納する額の基準：年金資産の額から前納しようとする額を控除した額が、代行給付に充てべき積立金の額を上回るものであること
手続	☒ 申出書の記載事項 ・ 前納する金額 ・ 将来返上認可年月日 ☒ 添付書類 ・ 前納する金額を算出した根拠となる書類
留意事項	☒ 解散認可取得までは代行給付に加え加算部分等の基金独自給付を支給する必要があるため、一定程度の資産を残す必要があること ☒ 最終的に計算した最低責任準備金に対して前納した額が多ければ、還付請求書により、その差額について還付されること

V.【解散・代行返上基金】解散計画および代行返上計画に関する事項

項目	V-1 解散計画および代行返上計画の概要
概要	➤平成31年3月31日までの間において、解散または代行返上しようとする場合は、解散計画等を厚生労働大臣に提出することができる ➤解散計画等に基づいた運営が行なわれている期間は、厚生年金本体の現況および見通しに変更された場合を除き免除保険料の見直しは行なわない。また、過去勤務債務の償却は20年以内でなくても可（通常は20年以内） ➤解散計画等を提出した基金は、当該解散計画等に従ってその事業を行なわなければならない ➤解散計画等を提出した基金は、当該解散計画等に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに当該解散計画等の内容を変更し、変更後の解散計画等を厚生労働大臣に提出しなければならない
記載事項	☒解散計画等の適用開始日および解散等予定日 ☒事業および財産の現状 ☒年金給付等積立金の積立ての目標 ☒年金給付等積立金の積立ての目標を達成するための合理的な具体的措置等（具体的措置）以下の事項ごとに改善措置の内容および実施年月 ・給付設計に関する事項 ・適用に関する事項 ・負担に関する事項 ・業務に関する事項 ・その他
留意事項	☒代議員会の議決を経ること ☒基金および設立母体の実情や、具体的措置を実施するために必要な期間等を考慮し、それらの見込みについて記載することは差し支えないこと ☒解散計画等の提出にあたっては、年金数理人の確認および署名押印が必要

項目	V-2 解散計画および代行返上計画の基準
概要	解散計画等の作成にあたって、以下①、②の基準いずれも満たす必要がある ①積立水準 【代行割れでない基金】 原則として、最低責任準備金、責任準備金、最低積立基準額のいずれかに対する積立水準が低下しないこと 【代行割れ基金】 次のいずれかを満たすこと ・最低責任準備金に対する積立水準が低下しないこと ・最低責任準備金から純資産額を控除した額が拡大しないこと ②掛金水準 原則として、規約上の総掛金率が解散計画等の作成前と比較して低下しないこと

項目	V-3 財政見通しの前提
概要	解散計画等に用いる財政見通しの前提は次のとおり。 ▶ 最低責任準備金の予測に用いる利率：厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り ▶ 基金の年金資産の予測に用いる利率 ・ 基金の運用利回りの過去 5 事業年度実績の平均 ・ 解散計画等作成時における最低積立基準額の算定利率 ・ 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り のうち最も高い率を上回らないもの ▶ 加入員数の見込み：過去 5 事業年度の実績を用いて適切に見込む

項目	V-4 解散計画および代行返上計画の変更
概要	例えば、以下に該当するなどにより、積立目標が達成することが困難と見込まれるに至った場合は、解散計画等の変更を行なう。 ・ 解散計画等における前提が、著しく異なるに至った場合、またはその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合 ・ 解散計画等に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合 ・ 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合

項目	V-5 平成 26 年 4 月(施行日)の掛金対応
概要	平成 26 年 4 月(施行日)に掛金対応を行なう必要がある基金(例：平成 25 年 3 月末に継続基準に抵触)について、解散計画等を提出することにより、財政再計算または変更計算に係る掛金対応に代えて解散計画等を実施することができる。(掛金の引き上げを回避できる。)

VI. 【解散基金】特例解散に関する事項

項目	VI-1 清算型基金の指定の要件
概要	清算型基金の指定の要件は 積立比率：年金資産＜最低責任準備金×0.8 等

項目	VI-2 解散に関する特例措置の共通事項
概要	いわゆる「3 階部分」の上乗せ給付は、特例措置(納付額特例、納付計画)の承認等を申請をした日(清算型解散の場合は指定を受けた時点)の属する月の翌月から支給を停止しなければならない。

項目	VI-3 納付額特例(減額)
概要	納付額を基金設立時からの代行給付費と免除保険料を考慮し、国の運用実績でコロガシ計算した最低責任準備金と年金資産のいずれか大きい額とすることができる。

要件	以下のいずれも満たす必要があること ☑申請をした日の属する月前2年間に於いて適切な年金数理に基づいて算定された額の掛金を徴収していたと認められること等 ☑給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること ⇒「給付減額」「(加算型) 選択一時金の支給停止」「(代行型) 在老によるプラスアルファ部分の支給停止」のうち1つ以上（または同等の措置）
申請書類	☑減額申請日前1月以内の財産目録および貸借対照表 ☑減額前の最低責任準備金額およびその算出の基礎となる事項を示した書類 ☑減額申請日前2年間に於ける適切な年金数理に基づいて算定された額を徴収していたことを証する書類 ☑給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類 等
留意事項	☑原則、解散認可申請と同時に行なうこと ☑申請日の属する月の翌月から上乗せ給付の支給を停止すること（代行給付のみ支給） ☑承認後、厚生労働省HPにおいて公表 ・基金の名称 ・基金の最低責任準備金および減額最低責任準備金 ☑解散申請にあたっては、納付額特例が認定されなくても通常の解散を行なうか否かを明確にし、同意取得等を行なうこと

項目	VI-4 納付計画(分割納付)
概要	納付計画（分割納付）における最低責任準備金算定利率は、次の利率を固定して使用 ✓ 解散年度の4月に発行される10年国債の応募者利回り ✓ ただし、当該利率が前年度1年間に於ける10年国債の応募者利回りの平均を上回る場合には、当該平均の利率
要件	（基金）以下のいずれも満たす必要があること ☑申請をした日の属する月前2年間に於いて適切な年金数理に基づいて算定された額の掛金を徴収していたと認められること等 ☑給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること ⇒「給付減額」「(加算型) 選択一時金の支給停止」「(代行型) 在老によるプラスアルファ部分の支給停止」のうち1つ以上（または同等の措置） ■最長30年までの延長については、以下の要件のいずれにも該当すること ☑以下のア～ウのうち2つ以上に該当するものであること ア. 申請をした日の属する月前2年間に於いて適切な年金数理に基づいて算定された額の掛金を徴収していたと認められること等 イ. 給付減額等、できる限り給付に要する費用を抑制していること ⇒「給付減額」「(加算型) 選択一時金の支給停止」「(代行型) 在老によるプラスアルファ部分の支給停止」のうち2つ以上（または同等の措置） ウ. 基金の運営に要する費用を抑制するために必要な措置等を講じていること

	☑年金資産の額が、掛金が増加しても最低責任準備金相当額を上回ることが困難と見込まれること (設立事業所) ☑経営の状況から見て納付の猶予を受けようとする額および期間の設定が合理的であること ☑納付の猶予を受けようとする額の年ごとの額の設定が合理的であること ☑各設立事業所の負担方法その他の事情から適正であること
申請書類	(基金) ☑減額申請日前1月以内の財産目録および貸借対照表 ☑最低責任準備金額およびその算出の基礎となる事項を示した書類 ☑申請日前2年間ににおける適切な年金数理に基づいて算定された額を徴収していたことを証する書類 ☑給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていることを証する書類 等 ☑納付計画記載事項 ・清算終了までの間における納付計画に基づく事務の執行等に関する事項 ⇒清算人および清算基金の職員の氏名、連絡先等 ・納付の猶予を受けようとする金額に係る設立事業所の事業主ごとの負担方法 ・納付の猶予を受けようとする額および期間 ・解散時に基金が納付する年金給付等積立金額 等 (設立事業所) ☑納付計画 ・企業年金制度等を実施する場合にあっては、実施しようとする企業年金制度等の掛金、給付設計および償却期間 等 ☑添付書類 ・納付計画に記載された年ごとの金額の支払予定月および金額 ・設立事業所の事業主の収支状況を示す書類(損益計算書等)
留意事項	☑原則、解散認可申請と同時に行なうこと ☑申請日の属する月の翌月から上乗せ給付の支給を停止すること(代行給付のみ支給) ☑承認後、厚生労働省HPにおいて公表 ・基金の名称 ・基金の最低責任準備金ならびにその設立事業所の事業主の納付計画に記載された当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間および額 ☑解散申請にあたっては、納付計画が承認されなくても通常の解散を行なうか否かを明確にし、同意取得等を行なうこと ☑10年以上の納付猶予を希望する場合は、納付計画の承認申請と同時に、納付計画の変更の申請をすることが可能 ☑納付計画の承認が取り消された場合は、納付すべき額のうち、既に納付した額を除いた残額を一括で納付することが必要となること

VII.【解散・代行返上】移行後の確定給付企業年金(DB)制度に関する事項

項目	VII-1 移行DBの掛金の特例
概要	① 次の移行等の場合、移行等に係る事業所の移行部分の過去勤務債務について、予定償却期間を最長 30 年以内に延長することが可能（通常は 20 年） (i) 基金が代行返上してDBに移行する場合 (ii) 基金が解散し残余財産を事業所ごとに既存または新設するDBに移行する場合 (iii) 代行割れしている基金が特例解散し、新たにDBを実施する場合 ② 移行等に係る事業所について定率償却を行なう場合には下限償却割合を「10%+（平成 26 年 4 月 1 日～残余財産交付等までの年数：端数切捨）×0.5%」とすることができる。（通常は下限償却割合：15%） ③ 移行等に係る事業所について許容繰越不足金（標準掛金額の予想額の現価をもとに計算する場合）を 「30 年－（平成 26 年 4 月 1 日～残余財産交付等までの年数：端数切捨）」分の標準掛金額をもとに計算することができる。（通常は 20 年）

項目	VII-2 移行DBの非継続基準の特例
概要	移行DBが非継続基準に抵触した場合の、積立比率に応じた掛金の水準を段階的に引き上げ 例えば最低積立基準額に対する積立比率 90%～100%の部分は平成 26 年度は 1/25→平成 36 年度以降は 1/15

VIII.【解散】移行後の確定拠出年金(DC)制度に関する事項

項目	VIII-1 DCへ移行時の積立要件
概要	解散時の最低積立基準額に対する不足額の穴埋めを不要とする。 解散時の残余財産をDCに移行できる

項目	VIII-2 DCへの脱退一時金相当額の移換
概要	脱退一時金相当額の移換の申出は、当該中途脱退者が基金の加入員の資格喪失した日から起算して 1 年を経過する日までに限って行なうことができる。（現行は、1 年を経過、DC加入員となってから 3 カ月を経過、のいずれか早い日）

項目	VIII-3 規約変更に係る手続き要件の緩和
概要	➤ 承認・認可申請ではなく届出で良い軽微な変更は、企業型年金を実施する事業主が負担する事務費に係る事項等が追加 ➤ 同意を得たことについての書類を添付することが必要のない特に軽微な変更は、法令の改正に伴う変更に係る事項（事業主掛金の額の算定方法に関する事項等を除く）が追加

IX. 【DB】キャッシュバランスプランの給付設計弾力化等に関する事項

項目	IX-1 給付の額の算定に用いる予定利率
概要	給付の額の算定に用いる予定利率（年金化する際の利率。給付利率）の下限をゼロ以上とする。 （現行は掛金計算上の予定利率の下限（10年国債の1年平均と5年平均の低い方）以上）

項目	IX-2 給付の額の再評価等に用いる率
概要	➢ 仮想個人勘定残高に累積していく際に適用する指標として、企業年金の運用実績を追加。（現行は、定率、国債利回り、消費者物価指数、東証株価指数等） ➢ 指標は単年度ではゼロを下回することを許容し、通算でゼロ以上とする。（現行は各年度で指標ゼロ以上）

項目	IX-3 承認・認可事務の緩和
概要	➢ 承認・認可申請ではなく届出で良い軽微な変更は、給付の種類、受給の要件、および額の算定方法ならびに給付の方法で減額でない場合等が追加 ➢ 届出の必要のない軽微な変更は、市町村の単なる名称変更を追加